岩手県告示第 211 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 路線名 283号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 花巻市高松第 29 地割 102 番地先から 83 番地先まで
 - イ 花巻市高松第28地割27番1地先から43番24地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成20年3月21日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで
- 2(1) 路線名 340号
 - (2) 供用開始の区間 遠野市上郷町平野原3地割7番26地先から平倉44地割7番5地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成20年3月21日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで